

岡山市競争入札参加資格等審査委員会規程

平成13年3月30日

市訓令甲第26号

岡山市建設工事競争入札参加資格及び指名審査委員会規程（平成6年市訓令甲第41号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この訓令は、岡山市（水道局及び市場事業部を除く。）が発注する建設工事の請負契約、物品購入等の契約及び測量・建設コンサルタント業務等の委託契約について、一般競争入札、総合評価一般競争入札及び指名競争入札に参加する者の資格の適性審査、指名選定及び随意契約における業者の選定の厳正、かつ、公正を図り、契約事務の適正な執行を期することを目的とする。

（用語の定義）

第1条の2 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設工事 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。
- (2) 物品購入等 物品の購入及び物品の製造の請負並びに不用品の売払いをいう。
- (3) 建設コンサルタント業務等 測量、建築関係建設コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務をいう。
- (4) 一般競争入札 岡山市が発注する建設工事、物品購入等及び建設コンサルタント業務等の契約に係る一般競争入札をいう。
- (5) 総合評価一般競争入札 岡山市が発注する建設工事の請負契約に係る総合評価一般競争入札をいう。
- (6) 指名競争入札 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第234条及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条に規定する指名競争入札をいう。
- (7) 随意契約 法第234条及び地方自治法施行令第167条の2に規定する随意契約をいう。

- (8) 許容価格 法第234条第3項に規定する予定価格のことをいい、消費税及び地方消費税相当額を含んだものをいう。

(設置)

第2条 第1条の目的を効率的に達成するために、岡山市競争入札参加資格等審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第3条 委員会は、次に掲げる事項について審査するものとする。

- (1) 総合評価一般競争入札の対象となる建設工事の選定
- (2) 許容価格が3億円以上の建設工事の一般競争入札及び総合評価一般競争入札並びに物品の製造の請負の一般競争入札、許容価格が5千万円以上の物品の購入、不用品の売払い及び建設コンサルタント業務等の一般競争入札の入札参加資格者の資格の確認のために設定する要件に関する事項
- (3) 許容価格が3億円以上の総合評価一般競争入札における評価基準、評価の方法その他の基準を内容とする落札者決定基準（以下「落札者決定基準」という。）に関する事項
- (4) 許容価格が3億円以上の総合評価一般競争入札及び低入札価格調査の対象となる建設コンサルタント業務等の一般競争入札における参加資格者としての資格の確認に関する事項
- (5) 技術的な工夫の余地が大きい工事であって、本市が求める工事内容を実現するための施工上の技術提案を求める場合や構造物の品質向上を図るための高度な技術提案を求める場合の総合評価一般競争入札における技術評価点（以下「技術評価点」という。）の算定に関する事項
- (6) 許容価格が3億円以上の総合評価一般競争入札における落札者（以下「総合評価一般競争入札落札者」という。）の決定に関する事項
- (7) 一般競争入札の参加資格がないと認められた者及び総合評価一般競争入札において落札者とならなかった者から、文書による理由の説明請求があった場合の当該説明請求に対する回答事項
- (8) 令第167条の10第1項の規定に基づき実施する低入札価格調査対象工事（許容

価格が3億円以上のものに限る。)及び同項の規定に基づき実施する低入札価格調査対象建設コンサルタント業務等において、低入札価格調査基準価格未満で入札した者を落札者とするか否かの審査及び決定に関する事項(以下「低入札価格調査に関する事項」という。)

(9) 許容価格が3億円以上の建設工事及び物品の製造の請負に係る指名競争入札又は随意契約における業者の選定

(10) 許容価格が5千万円以上の物品の購入及び不用品の売払い並びに建設コンサルタント業務等に係る指名競争入札又は随意契約における業者の選定

(11) 岡山市指名停止基準第2条第1項に規定する有資格者名簿登載者の指名停止等に係る審査

(12) 業務委託契約に係る重要事項の審査

(13) その他市長が必要と認めた事項

(委員会の組織)

第4条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、副市長(財政局担当)をもって充て、委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

3 委員は、財政局長、財政局財務部長、財政課財政企画総務担当課長、契約課長、契約課工事契約担当課長及び監理検査課長をもって充てる。

(会議)

第5条 委員会の会議は、原則として毎月第1・第3水曜日に委員長が招集する。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(意見聴取)

第6条 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の職員を会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

(秘密の保持)

第7条 委員会の会議内容については、外部に洩れないよう秘密の保持に努めなければな

らない。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、財政局財務部契約課において行う。

(準用規定)

第9条 他の公共団体その他の公法人等から第3条第1号から第10号までに規定する事項を委任されたときは、この訓令を準用する。

附 則

この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年市訓令甲第15号)

この訓令は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年市訓令甲第76号)

この訓令は、平成14年7月1日から施行する。

附 則 (平成15年市訓令甲第29号)

この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年市訓令甲第23号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成18年市訓令甲第46号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19年市訓令甲第93号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19年市訓令甲第142号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19年市訓令甲第210号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成20年市訓令甲第28号)

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年市訓令甲第46号)

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成 22 年市訓令甲第 9 号）

この訓令は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年市訓令甲第 17 号）

この訓令は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年市訓令甲第 14 号）

この訓令は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年市訓令甲第 158 号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成 25 年市訓令甲第 25 号）

この訓令は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年市訓令甲第 42 号）

この訓令は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年市訓令甲第 36 号）

この訓令は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年市訓令甲第 37 号）

この訓令は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年市訓令甲第 47 号）

この訓令は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年市訓令甲第 128 号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成 29 年市訓令甲第 35 号）

この訓令は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年市訓令甲第 37 号）

この訓令は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年市訓令甲第 9 号）

1 この訓令は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

2 改正後の第 3 条及び第 6 条の規定は、この訓令の施行の日以後の公告に係る契約について適用し、同日前の公告に係る契約については、なお従前の例による。

附 則（令和元年市訓令甲第40号）

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年市訓令甲第27号）

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和7年市訓令甲第21号）

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。